

粕屋町

高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

～高齢者が安心して幸せに暮らせる やすらぎのまちづくり～

概要版



令和3年3月

粕屋町

計画策定の趣旨

「粕屋町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」は、これまでの取組や高齢者が増加する2025年及び2040年の状況を見据えた上で、計画期間（令和3年度～令和5年度）内における介護保険に関する事業計画と、高齢者福祉に関する総合的な計画である高齢者福祉計画を一体的に策定したものです。

計画の位置づけ・期間

- 老人福祉法（第20条の8）に規定する『市町村老人福祉計画』及び介護保険法（第117条）に規定する『市町村介護保険事業計画』に該当する計画です。
- 平成29年度に策定した「粕屋町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」について各種事業の実施状況等を評価するとともに、第8期における関連法の制度改革等に対応した計画として策定するものです。

| 平成30年度～令和2年度 | 令和3年度 2021年度 | 令和4年度 2022年度 | 令和5年度 2023年度 | 令和6年度～令和8年度 2024年度～2026年度 |
|-------------------------|-------------------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画 | 高齢者福祉計画・第8期介護 保険事業計画 | | | 高齢者福祉計画・第9期介護保険 事業計画 |

計画の基本理念

粕屋町では、第5次総合計画におけるまちづくりの目標として、「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち」を掲げ、すべての町民が、地域社会の一員として互いに支え合い、共に生きる、地域共生社会の実現を目指しています。

この町の上位計画である総合計画の目標に基づき、健全な方や支援・介護を必要とする方などすべての高齢者が、自分らしく、生きがいを持ち、住み慣れた粕屋町で毎日を安心して幸せに送ることができるよう、第8期となる本計画の基本理念を「高齢者が安心して幸せに暮らせるやすらぎのまちづくり」と定めます。

今回の計画では5つの基本目標を掲げ、特に認知症ケア体制の整備に力を入れ、高齢者が地域で安心して幸せに暮らせるようなまちづくりを進めます。

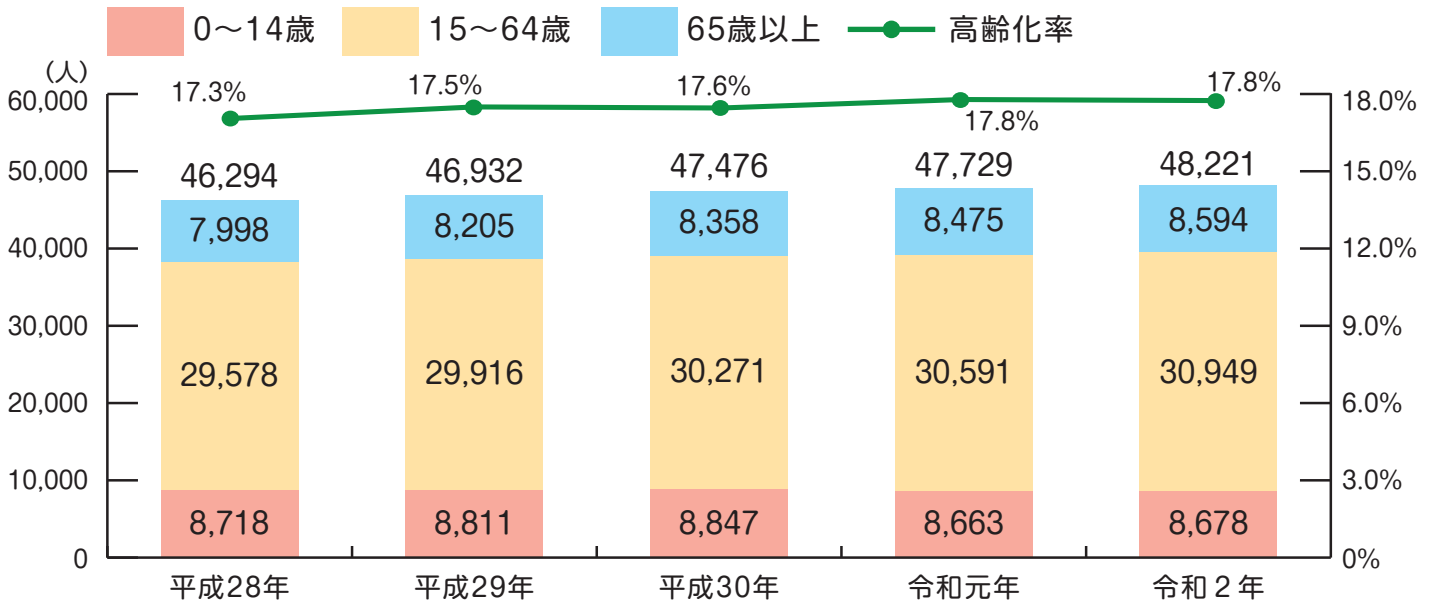
高齢者が安心して幸せに暮らせる
やすらぎのまちづくり

総人口・高齢化率の推移

粕屋町の総人口は、令和2年10月1日現在で48,221人であり、このうち高齢者数は8,594人で、高齢化率は17.8%となっています。

総人口の推移をみると、平成29年以降一貫して増加傾向にあり、平成28年と比較すると、1,927人の増加となっています。

【年齢3区分別人口】



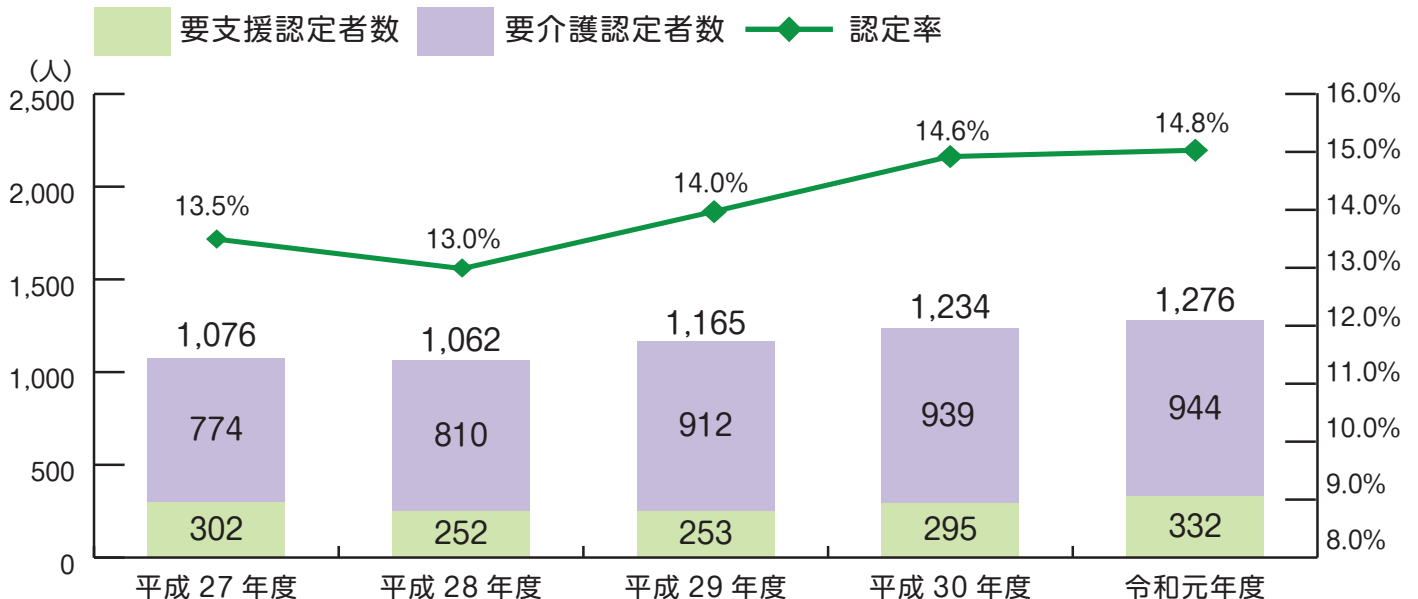
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

認定者数・認定率の推移

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、平成27年度の1,076人から、令和元年度には1,276人と増加し、平成29年度以降増加傾向にあります。

これに伴い、認定率も平成29年度から増加傾向にあります。

【要介護（要支援）認定者数】



資料：平成27年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
令和元年度：「介護保険事業状況報告（令和2年3月月報）」

計画の体系

基本理念

高齢者が安心して暮らせるやすらぎのまちづくり

施策の方向

基本目標 1 高齢者の地域生活支援

高齢者が、住み慣れたまちで生きがいを持ち、健康かつ安全・安心に暮らし続けていくことができるような支援を進めていきます。また、高齢者を「支える側」「支えられる側」に区別することなく、地域の中で共に支え合うことのできる支援体制の構築を進めていきます。

基本目標 2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

国の第8期計画策定指針に示された、「介護予防・健康づくり施策の充実・推進」に向けて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みを進め、高齢者の健康増進と介護予防、要介護状態の重度化を抑制し、住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援を行います。

基本目標 3 包括的な支援体制の整備

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、中心的な役割を果たす地域包括支援センターの実施事業の充実と、機能強化に向けた取組を進めていきます。

基本目標 4 認知症ケア体制の整備

認知症施策推進大綱に沿って、「共生」と「予防」を車の両輪としながら施策を推進し、認知症予防または発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる地域社会を目指します。

基本目標 5 介護保険事業の適正な運営

介護保険サービスについて、第8期計画期間内のサービス事業量を適切に見込み、必要な基盤整備を進めていきます。また、介護認定審査や介護給付の適正化に向けた取組を実施し、介護保険制度の適切な運営を推進します。

■ 介護予防日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業は、高齢者の自立支援や介護予防の推進のため導入され、介護予防生活支援サービスと一般介護予防事業に分けられます。

① 介護予防・生活支援サービス

対象者

要支援者、事業対象者（チェックリスト該当者）

令和3年4月から要介護に移行した方でも市町村が認めた場合は利用できる場合があります。

主な事業

● 訪問型サービス

ホームヘルパー等が訪問し、調理や掃除等の生活援助や地域住民が買物同行やゴミ出し・見守り等の支援を行います。

また、リハビリ専門職が訪問し、短期集中型の予防サービスを提供するサービスもあります。

● 通所型サービス

通所介護事業者が提供するデイサービスや地区の公民館等を使ったゆうゆうサロンがあります。

② 一般介護予防事業

対象者

65歳以上の方（介護認定者を除く）

主な事業

● 介護予防普及啓発事業

高齢者の体力レベルに応じた各種運動教室や認知症予防教室、音楽教室など様々なジャンルの教室を実施します。

● 地域介護予防活動支援事業

元気な高齢者の活躍の場として、粕屋町のサポーター（かすサポ）を養成します。サポーターは、訪問型サービス、通所型サービスの担い手にもなっています。また、サポーターポイント制度を実施し、介護予防教室の参加やボランティア活動を行った場合にポイント付与し、換金できる制度があります。

介護保険以外で実施する高齢者福祉サービス

主な事業

●認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

在宅で生活する認知症の方が、日常生活における偶然な事故により、損害賠償責任を負った場合の個人賠償責任保険です。事前に申請が必要です。

●在宅介護者ねぎらい手当金支給事業

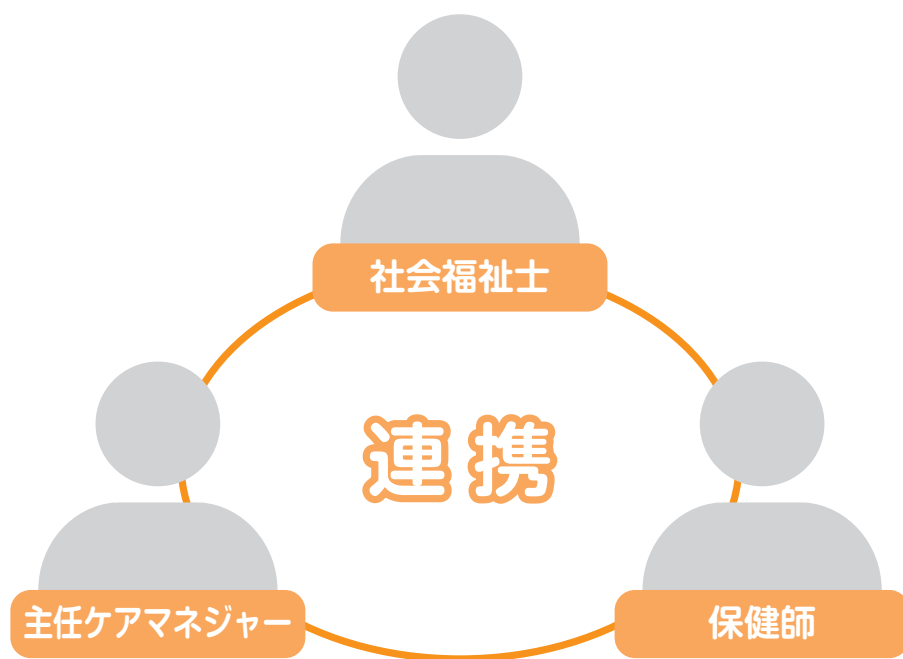
在宅で生活する要介護認定者（要介護4以上）を介護している介護者の心身の負担軽減や慰労のため一時金を支給しています。

●敬老祝品贈呈事業

基準となる年齢の方に、敬老のお祝いとしてカタログギフトを郵送します。

※このほかの事業や対象者の詳細は、介護福祉課高齢者支援係にお尋ねください。

●地域包括支援センターとは●



私たちが連携して対応します。

地域包括支援センターをご利用ください！

地域包括支援センターは、地域の高齢者の方々の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に行い、介護予防をはじめ、高齢者の生活を総合的に支えていくための専門機関です。

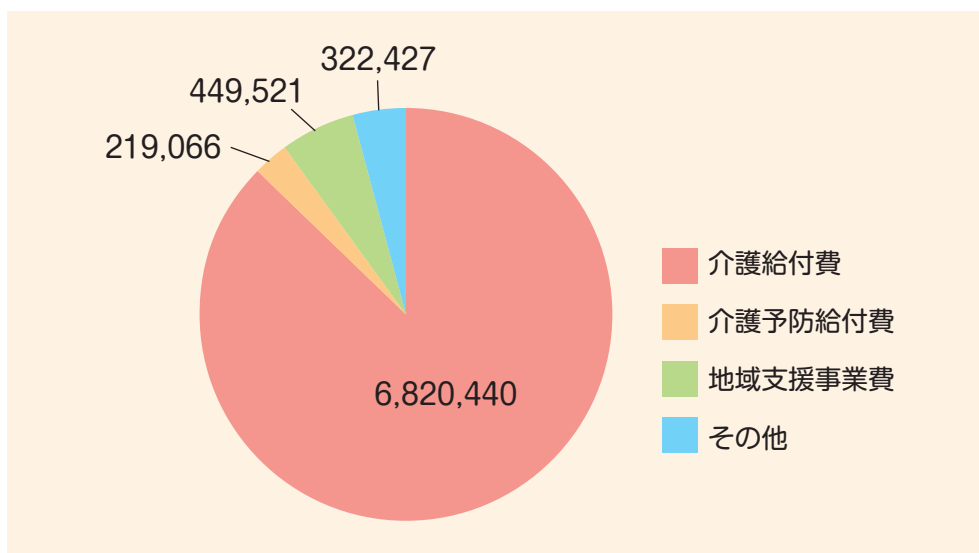
粕屋町地域包括支援センター

TEL：092-938-0229

介護保険事業費の推計及び保険料の設定

標準介護給付費は、令和3年度～令和5年度の3か年合計で約73億円と見込んでいます。その内、約18億円（23%）が第1号被保険者（65歳以上）による負担分相当額となり、3か年の保険料基準月額は5,500円となります。

3か年合計の介護保険事業費の推計（単位：千円）



(単位：円)

| | 第8期 | | | |
|---|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
| 標準給付費見込額 (A) | 2,264,078,696 | 2,508,789,262 | 2,589,065,085 | 7,361,933,043 |
| 地域支援事業費 (B) | 146,903,252 | 150,820,181 | 151,797,695 | 449,521,128 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 110,229,366 | 113,324,779 | 113,447,916 | 337,002,061 |
| 包括的支援事業・任意事業費 | 36,673,886 | 37,495,402 | 38,349,779 | 112,519,067 |
| 第1号被保険者負担分相当額 (C) | | | | 1,796,634,459 |
| 調整交付金相当額 (D) | | | | 384,946,755 |
| 調整交付金見込額 (E) | | | | 144,036,000 |
| 介護給付費準備基金の残高 (令和元年度末) | | | | 254,659,000 |
| 介護給付費準備基金取崩額 (F) | | | | 210,000,000 |
| 財政安定化基金拠出金見込額 (G) | | | | 0 |
| 財政安定化基金償還金 (H) | | | | 0 |
| 審査支払手数料差引額 (I) | | | | 0 |
| 保険者機能強化推進交付金 (J) | | | | 15,000,000 |
| 保険料収納必要額 (K) C + D - E + G + H - F + I - J | | | | 1,812,545,215 |
| 予定保険料収納率 (L) | | | | 98.50% |
| 弾力化後所得段階別 加入割合補正後被保険者数 (M) | | | | 27,982人 |
| 保険料の基準額 (月額) | | | | 5,500円 |

保険料段階の設定

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、介護給付費や地域支援事業等の総額の23%を、65歳人口で割った金額が1人あたりの負担額（保険料）となります。なお、粕屋町では、所得の段階に応じて14段階の設定をします。

第8期の介護保険料段階（令和3年度～令和5年度）

| 段階 | 住民税 | | 対象者 | 基準に対する割合 | 月額（円） | | | | | |
|-------|--------------------|------|----------------------|----------|-------|---------|------|--------|--------------|-------|
| | 世帯 | 本人 | | | | | | | | |
| 第1段階 | 非課税 | 非課税 | ・生活保護受給者 ・老齢年金受給者 | 0.50 | 2,750 | | | | | |
| 第2段階 | | | 課税 合計所得金額の合計 | | | 80万円以下 | 0.70 | 3,850 | | |
| 第3段階 | | | | | | 120万円超え | 0.75 | 4,125 | | |
| 第4段階 | | | | | | 課税 | 課税 | 80万円以下 | 0.90 | 4,950 |
| 第5段階 | | | | | | | | 80万円超え | 【基準】 1.00 | 5,500 |
| 第6段階 | 120万円未満 | 1.25 | | 6,875 | | | | | | |
| 第7段階 | 120万円以上 160万円未満 | 1.30 | | 7,150 | | | | | | |
| 第8段階 | 160万円以上 210万円未満 | 1.40 | | 7,700 | | | | | | |
| 第9段階 | 210万円以上 260万円未満 | 1.50 | | 8,250 | | | | | | |
| 第10段階 | 260万円以上 320万円未満 | 1.60 | | 8,800 | | | | | | |
| 第11段階 | 320万円以上 370万円未満 | 1.80 | | 9,900 | | | | | | |
| 第12段階 | 370万円以上 420万円未満 | 1.90 | 10,450 | | | | | | | |
| 第13段階 | 420万円以上 470万円未満 | 2.00 | 11,000 | | | | | | | |
| 第14段階 | 470万円以上 | 2.20 | 12,100 | | | | | | | |

※その他の合計所得金額とは合計所得金額より「年金収入に係る所得額」を控除した額となります。

※令和2年度税制改正により、所得調整控除が新設されました。

※令和元年10月の消費税引き上げに伴い、第1段階から第3段階の方を対象に保険料の軽減を実施します。



発行：粕屋町 介護福祉課

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目1-1
TEL：092-938-0229 FAX：092-938-9522

